

腎臓移植希望者組織適合検査料助成金及び死体腎摘出謝金等取扱要領

1 目的

この要領は、財団法人いばらき腎バンク（以下「腎バンク」という。）が、腎臓移植の円滑な実施を図るため、腎臓移植希望者の組織適合検査に要する検査料、死体腎摘出医療機関に対する協力謝金を交付するための必要な事項を定めることを目的とする。

2 交付金額

腎バンクは、毎年度の予算範囲内で、この金額を限度として、申請のあった者に対し助成金を交付するものとする。

ただし、健康保険が適用されるものについては除くものとする。

(1) 腎臓移植希望者組織適合検査料助成金

1件につき 10,000円

(2) 死体腎摘出謝金

1件につき 30,000円

3 交付手続

(1) 腎臓移植希望者組織適合検査料助成金

ア 腎臓移植希望者組織適合検査を行った医療機関は、「組織適合検査料助成金申請書」（様式1）を、腎バンクに提出するものとする。

イ 腎バンクは、当該助成金の交付申請があった場合は、2の（1）に定める額を交付するものとする。

ウ 当該助成金の交付を受けた者は、速やかに領収書（様式2）を腎バンクに提出するものとする。

(2) 死体腎摘出謝金

ア 死体腎の摘出を行った医療機関は、「死体腎摘出謝金交付申請書」（様式3）を、腎バンクに提出するものとする。

イ 腎バンクは、当該謝金の交付申請があった場合は、2の（2）に定める額を交付するものとする。

ウ 当該謝金の交付を受けた者は、速やかに領収書（様式4）を腎バンクに提出するものとする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。